

澤柳政太郎の女子高等教育観 —東北帝国大学における女性への門戸開放を中心として—

吉野真弓, 草野篤子*

(東京学芸大学大学院教育学研究科, * 信州大学教育学部)

原稿受付平成 10 年 1 月 27 日; 原稿受理平成 11 年 1 月 18 日

Masataro Sawayanagi's View on Women's Higher Education
with Special Reference to Analysis of Admittance
of Women to Tohoku Imperial University

Mayumi YOSHINO and Atsuko KUSANO*

Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University, Koganei 184-0015

** Faculty of Education, Shinshu University, Nagano 380-0871*

The purpose of this paper is to clarify how Sawayanagi formed his view on women's higher education, which enabled the admittance of women to Tohoku Imperial University.

We analyzed Sawayanagi's complete works compiled in ten volumes as well as his writings on women's higher education.

The results are as follows:

1) Sawayanagi was convinced that women needed higher education just as men did, and made Tohoku Imperial University accept women in 1913.

2) Sawayanagi insisted that ability should not be determined by gender difference, and that those eligible should be offered equal opportunity of education.

3) Based on his experience, Sawayanagi advocated that equal opportunity of education should not be limited by the ascribed conditions such as economic condition, gender, social standing, and family lineage. Sawayanagi's belief and principles eventually led to the admittance of women to Tohoku Imperial University.

(Received January 27, 1998; Accepted in revised form January 18, 1999)

Keywords: Masataro Sawayanagi 澤柳政太郎, women's higher education 女子高等教育, equal opportunity of education 教育の機会均等, admittance of women to university 女性への大学の門戸開放, Tohoku Imperial University 東北帝国大学, gender ジェンダー.

1. 緒言

第二次世界大戦終結後 50 年をむかえ, 高等教育における男女平等は, 実現されたかのように見える. 平成 6 年度の大学・短期大学への進学率を見ると, 男子は 40.9%, 女子は 45.9% であり女子の方が進学率は数字上は高い. しかし, 4 年制大学への進学率で見ると, 男子 38.9%, 女子 21.0% と男子の進学率の方が高いことがわかる (総務庁青少年対策本部 1996). 現在では女子が高等教育を受けたいのであるならば, 門戸は開かれている. しかし明治・大正時代には女子の教育は, 家庭内での婦人として必要なしつけや心構え,

実生活の知識・技能を教える良妻賢母主義の教育であり, 男子と同等の人間としての教育ではなかった. そのため女子には高等教育は必要と見なされていなかった. このような時代でありながら澤柳政太郎は, 女子にも中等教育だけでなく, 高等教育の必要があるものには, 大学の門戸を開放すべきであるとして, 東北帝国大学においてわが国で最初に女子の帝国大学入学を許可した.

澤柳政太郎の女子高等教育に関する先行研究には, 次のようなものがある.

新田 (1971) は, 澤柳の女子高等教育観は女子を一

人の人間としてとらえるところから出発しており、男であるから女であるからといった発想自体を否定した考えを持っていたと分析している。また村田(1980)は、澤柳が東北帝国大学において女子の入学を許可したことについて、女子高等教育における歴史的役割が大きいと評価している。橋本(1992)は、大学共学賛成派の代表的人物として澤柳にふれている。湯川(1994)は、1913(大正2)年における東北帝国大学での女性に対する大学への門戸開放に対して、歴史的な位置付けを行っている。

これらの研究は、澤柳が東北帝国大学に女子を入学させた実践と澤柳の女子高等教育観にふれてはいるが、女子高等教育観形成の背景および澤柳の家政学に対する見解についてまでは、分析がなされてはいない。そこで本研究では、澤柳の女子高等教育観の全体像にせまる上で、澤柳の女子高等教育観形成に影響を与えた要因および家政学に対する考えを探り、女性に対する大学の門戸開放を可能にした澤柳政太郎の女子高等教育観を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

澤柳が1907(明治40)年から昭和初期に著述した女子高等教育に関する論文、具体的には、澤柳政太郎全集全10巻、婦女新聞、教育時論、帝国教育、新教育に掲載された女子高等教育に関する論文および成城大学教育研究所所蔵の澤柳私家文書を通して澤柳の女子高等教育観について分析、考察を行った。

3. 結果と考察

(1) 澤柳政太郎の経歴

澤柳政太郎は明治後期から昭和初期における近代教育に活躍した文部官僚、新教育運動家である。以下澤柳の経歴をたどると、1865(慶応1)年長野県松本市に生まれる(澤柳1987)。1888(明治21)年東京帝国大学文学部哲学科を卒業した後、文部省総務局に入る。その後、1893(明治26)年大谷尋常中学校長、1895(明治28)年群馬県尋常中学校長、1897(明治30)年第二高等学校長、1898(明治31)年第一高等学校長などを歴任した。澤柳は中等および高等学校の教育現場を経験したのである。その後、1898(明治31)年、再び文部省にもどり普通学務局長に就任した。1911(明治44)年には東北帝国大学総長に就任、1913(大正2)年には京都帝国大学総長を務めた。京都帝国大学では大学教授として不適格な教授を呼んで

辞表を出させた。この京大事件がきっかけとなり、京都帝国大学総長を辞任した。1917(大正6)年には成城小学校を創設し、その成城小学校では、子供の個性を尊重する教育を目指したのであった。

(2) 明治・大正期における女子教育の状況

1894(明治27)年に日清戦争が起こり、出征する男子のかわりに工場や農村の働き手として女子が必要とされた。夫や息子を戦場に送り出すため、富国強兵を打ち出す政府は、女子にも教育が必要であると考えたのである。

1899(明治32)年2月8日「高等女学校令」が公布され、女子に高等普通教育を施す目的で、各県に少なくとも1校ずつ高等女学校を設置することが義務づけられた。

こうして明治30年代の後半には、各県に県立高等女学校が造られ、女子の進学率も高まっていった。しかし、明治40年代の中学校および高等女学校における学年別授業時間数を比較すると、性別により科目時間数の差が顕著であった(文部省内教育史編纂会1939)。男子は外国語や数学物理および化学といった上の学校に進むための教科に、女子は家事、裁縫、修身に多くの時間がとられていたことがわかる(表1)。

そして東京を中心にして、女子専門学校が設立されるようになっていった。文部省は例外的としながらも、女子教員のような専門家を育成するための教養を重視した中等教育が必要と考えた。その解決策として、高等女学校を二分化する方針が示された。そして1910(明治43)年10月26日高等女学校令が改正され、「実科ノ設置及実科高等女学校」の設置が定められた。

大正時代、社会では大正デモクラシーが叫ばれ、自由を求め、権利を主張する運動が広がっていた。文部省はイエ制度を維持し、教育の建て直しを図るため1917(大正6)年9月21日に臨時教育会議を設置した。そこでは、教育制度全般にわたる討議が行われた。臨時教育会議では、女子教育に関する諮問も取り上げられた。そしてこの答申を受け女子教育に関して、1920(大正9)年7月21日高等女学校令が改正され、国民道徳の養成と婦徳の涵養が強調された。

女子中等教育が盛んになるにつれ、高等教育進学の実望が高まった。1900(明治33)年に女子英学塾、東京女医学校、1901(明治34)年に日本女子大学校が、設立された。そして1913(大正2)年には、東北帝国大学に3人の女子が入学した。しかしながら、男子と比べて、多くの専門学校にしても、大学にしても

澤柳政太郎の女子高等教育観

表1. 明治40年代の中学校および高等女学校における学年別授業時間数

| | 中学校 (男子) | | | | | 高等女学校 (女子) | | | |
|-------|----------|------|------|------|------|------------|------|------|------|
| | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 | 第5学年 | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 第4学年 |
| 修身 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 国語及漢文 | 8 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| 外国語 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 歴史地理 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 |
| 数学 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 理科 | | | | | | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 博物 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | | | |
| 物理及化学 | | | | 4 | 4 | | | | |
| 法制及経済 | | | | | 2 | | | | |
| 実業 | | | | (2) | (2) | | | | |
| 図画 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 家事 | | | | | | | | 2 | 2 |
| 裁縫 | | | | | | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 唱歌 | 1 | 1 | 1 | | | | | | |
| 音楽 | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 体操 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 合計 | 29 | 29 | 30 | 31 | 31 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| | | | | (33) | (33) | | | | |

『明治以降教育制度発達史第5巻』(文部省内教育史編纂会 1939)より作成。男子：1911(明治44)年，女子：1908(明治41)年。空欄はカリキュラム上時間数がないことを示している。

女子に門戸が開かれてはいなかった。また大正期における官公私立専門学校本科生徒数を見ると、男女で専攻に差があることがわかる(西村 1971)。男子は法学、経済学などにかたより、女子は人数的には男子に及ばないが、文学、家政学、裁縫家事にかたよっている。医学、歯科学、薬学の分野には、人数は少ないが女子が存在していた(表2)。

(3) 高等女学校教育に対する澤柳の見解

明治・大正時代の高等女学校は男子の中学校に相当するものと名目上はなっていた。しかし前述したとおり、その教育内容の実質は男子の中学校とはかけはなれたものでしかなかった。

このような高等女学校での教育に対して、澤柳は成城大学教育研究所所蔵の私家文書「女子教育ニ関スル案」^{*1}で、高等女学校教育の欠点および改革案について述べている。

1886(明治19)年に公布された中学校令によると

^{*1} 私家文書「女子教育ニ関スル案」は年代不祥ではあるが、1899(明治32)年高等女学校令公布前後に書かれたものと推測できる。

中学校の目的は、「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所」(文部省 1972)との明確な目的があるのに対して、高等女学校の目的が具体的なものではなく、漠然としたものになっていること、教育内容に関しても中学校の教科課程を簡単にし、裁縫家事を加えたものにすぎないことを澤柳は指摘している(澤柳 年代不詳 b, 153-035-153-036)。そのため小学校の復習にすぎず、女子の知的好奇心を満足させることができないと述べている。また家事裁縫にしても、科学的に教授されておらず、旧式の裁縫教授所に通学することと同じであると批判している。さらに教科書もレベルの低いものが使用されているのは問題であると指摘している。

高等女学校の教育は、女子に高等普通教育を与えるものであると澤柳は考えていた。普通教育は人格を高めることが目的であり、女子にも男子にもリベラルエデュケーションが必要と澤柳は述べている(日本女子大学校櫻楓會 1907)。澤柳が女子に男子と同様の人格および知識の普通教育をすべきと考えた背景は、欧米列強諸国に肩を並べるために、教育においても欧米諸

表2. 大正期における官公私立専門学校本科生生徒数

| | 医学 | 薬学 | 歯科 | 法学 | 経済学 | 商科 | 文学 | 家政学 | 宗教 | 美術 | 音楽 | 体育 | 数 学 | 理 学 | 家 事 | 裁 縫 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|---------------|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 1915 (大正4) | 4,761 (301) | 616 (0) | 802 (0) | 2,754 (0) | 1,694 (0) | 1,932 (0) | 1,387 (132) | 0 (91) | 1,254 (27) | 447 (0) | 28 (28) | 84 (0) | — | — | — | — |
| 1917 (大正6) | 4,680 (346) | 821 (0) | 919 (0) | 3,436 (0) | 2,016 (0) | 2,909 (0) | 1,471 (231) | 0 (444) | 1,470 (44) | 519 (0) | 23 (40) | 69 (0) | 209 (0) | — | — | — |
| 1919 (大正8) | 4,983 (408) | 1,191 (0) | 1,225 (0) | 2,984 (0) | 2,616 (0) | 3,762 (0) | 1,515 (382) | 0 (560) | 1,586 (6) | 513 (0) | 24 (47) | 47 (0) | 149 (0) | — | — | — |
| 1921 (大正10) | 4,477 (470) | 1,385 (0) | 1,650 (103) | 3,347 (0) | 1,136 (0) | 4,695 (0) | 1,999 (754) | 0 (775) | 1,570 (76) | 530 (0) | 21 (55) | 53 (0) | 274 (0) | — | — | — |
| 1922 (大正11) | 3,293 (543) | 1,582 (1) | 1,750 (238) | 2,571 (0) | 1,535 (0) | 4,602 (0) | 2,570 (1,157) | 0 (763) | 1,135 (16) | 547 (0) | 25 (56) | 71 (0) | 260 (0) | 0 (274) | — | — |
| 1923 (大正12) | 1,794 (406) | 1,536 (0) | 1,918 (468) | 4,089 (0) | 1,103 (0) | 4,515 (0) | 3,317 (1,403) | 0 (947) | 1,207 (12) | 572 (0) | 25 (66) | 81 (0) | 359 (0) | 0 (269) | — | — |
| 1924 (大正13) | 1,507 (422) | 1,844 (198) | 2,245 (533) | 5,425 (0) | 777 (0) | 4,669 (0) | 4,054 (1,840) | 0 (1,172) | 1,285 (14) | 598 (0) | 27 (84) | 101 (0) | 445 (0) | 0 (299) | — | — |
| 1925 (大正14) | 1,573 (457) | 1,982 (285) | 2,425 (655) | 6,443 (0) | 1,116 (0) | 4,841 (0) | 5,588 (2,386) | 0 (1,645) | 1,206 (23) | 639 (0) | 23 (82) | 108 (0) | 606 (0) | 0 (365) | — | — |
| 1926 (大正15) | 1,746 (630) | 2,060 (322) | 2,573 (322) | 7,519 (0) | 1,400 (0) | 5,757 (0) | 6,587 (2,931) | 0 (1,926) | 1,192 (31) | 646 (0) | 25 (76) | 103 (0) | 763 (0) | 0 (428) | — | — |

『日本帝国文部省第43, 45, 47, 49~54年報 下巻』より作成 (西村 1971). () は女子.

国にひけをとらない男女に平等な男女共学の教育を行わなければならないと考えたからである。そのためには女子においても、高等教育の前段階である高等女学校で、普通教育すなわちリベラルエデュケーションを行う必要があると澤柳は考えた。それゆえ高等女学校が裁縫所にすぎない程度では、女子に普通教育を与えているとは言えないと批判した。家事裁縫が科学的に教授されていないと批判していることは、澤柳が家事裁縫を単なる技術の習得とは考えていなかったことがわかる。

また澤柳の論文「女教員諸氏に望む」の中で、澤柳は米国における家事科についてふれている (成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1977 a, 427-431)。ここから澤柳が考える家事科のありかたについて推測できる。家事科は通常食物、家庭理化学、洗濯、衛生等がふくまれていた。米国の家事科は「(一) 割烹, (二) 裁縫, (三) 家庭科学, (四) 栄養論, (五) 洗濯法, (六) 意匠法, (七) 保育」等と非常に広い分野を網羅しており、単なる技術の習得ではなかった (成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1977 a, 430)。

澤柳は家庭の中心的役割を果たすのは女性と考え、家庭の改善は女性の任務と述べている (成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1977 a, 431)。澤柳が家事科に求めたものは科学的知識や理論を学ぶことによって家庭を改善することができる女性を育てることにあつた。そのような家庭の役割を果たせる人間を育成しようと考えた。

その上でさらに澤柳は、より高度な教育を受けたいものでその能力のあるものに高等教育への道を開くために高等女学校教育の欠点を改正すべきだとしている (澤柳 年代不詳 b, 153-036-153-037)。

すなわち男子の中学校と同じように年限を5カ年とする高等女学校の修業年限の延長, 高等科または専攻科を置くこと。そしてその延長上として、男子の高等学校と同じく高等科または専攻科を終了したものに帝国大学への道を開くことを提言している。澤柳は、男子と女子に同等の教育を帝国大学で与えるべきだと考えていたことが推測できる。

澤柳の女子高等教育観は、中等教育および高等教育において男女共学という理念を持ち、それを現実のものとして1913 (大正2) 年東北帝国大学において実践したと考えられる。

澤柳政太郎の女子高等教育観

(4) 澤柳の女子高等教育観および女性への大学の門戸開放

1) 東北帝国大学における女性への門戸開放

澤柳の女子高等教育における実践は、1913（大正2）年に東北帝国大学において、女子の受験・入学を許可したことがあげられる。女子入学の経緯を見ると、澤柳は「帝国大学令の入学資格条件に中等教員免許状所有者は試験の結果学力適当ならば入学させることができる」という点に着目した。そこで女子の受験者は語学の試験を受けた後、他の志願者と共に競争試験を受けた（東北大学 1957）。その結果、1913（大正2）年8月、数学科牧田らく、化学科に黒田ちか、丹下むめが合格した。文部省側の対応は次のようであった。

文部省は、1913（大正2）年8月9日に専門学務局長名で東北帝国大学総長北条時敬宛に女子入学者の取り扱いについて問い合わせをしている。この中で文部省は、「女子ヲ帝国大学ニ入学セシムルコトハ前例無之事」で「重大ナル事件」であるとし確認を求めてきた（東北大学記念資料室所蔵資料 1913 文部省発専，89号）。このことから文部省の、女子学生の入学は容認できないとの態度が明らかである。

8月16日の東京朝日新聞には、「三女史大学に入る」と大きく報じられ（東京朝日新聞 1913a）、8月22日の東京朝日新聞「女子と学士號」に文部省談が掲載されている。それによれば、帝国大学令は女子の入学を否認する明文はないが、習慣上不文律により入学者は男子のみであること、東北帝国大学に入学した3人の女子に対して卒業後、理学士の称号をあたえるべきかは審議中であるということである。そしてこれは将来に関する重大問題であり、決定にいたっていないと書かれている（東京朝日新聞 1913b）。

しかし澤柳は帝国大学令では女子の入学を否認してはいないとし、高等教育は専門教育であるので、女子であっても試験に受かり学問を学びたいものは、入学を許可すべきであるとして、はじめて女子を帝国大学に入学させることを行ったのである。

2) 澤柳政太郎の女子高等教育観

澤柳政太郎は高等教育を「最高等の教育を施す」ものと考えていた。そのため大学教育は「学問の為に学問をする真理の発見をする為に学問をする」という目的と、「高等の學問技藝を要する職務」に就く者に専門教育を施すものであると考えていた（成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1978，208-210）。

女子についても澤柳政太郎は高等教育を受けること

が可能との見解を抱いていた。以下にその根拠となった澤柳の女子高等教育観の特質をあげる。

澤柳の女子高等教育観を構成する四つの特質のうち第一点は、専門教育は学問の研究が主眼であるので、女子であることが学問上で支障をきたすことはないと考えたことである。そこで「専門教育に入っては、専門学科の研究が主眼となってあるのであるから、少しも差支えはないと思ふ。故に大学や専門学校を女子の爲に開放することは、極めて必要である」と女子にも大学や専門学校を開放することの必要性を述べた（澤柳 1916）。

第二点として、澤柳は高等教育においては男女共学は当然であると考えていた。このことは次のことから明らかである。「高等専門教育の本質の上から見て共学を本體とすべきものである。専門教育に於ては決してその處に男女の性を異にすることに依ってその教育の内容実質を異にすべきものではない」とし、学問の上では男女の性によって教育内容、実質を変える必要はなく当然共学であるべきだとしている（成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1978，431-432）。その理由は、文学、理学、医学を学ぶ時、女性であるからといってこれらの学問内容が変わるわけではないためとしている（成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1978，432）。このような考えで澤柳は、東北帝国大学において、率先して女子を本科生として入学を許可したのである。

第三点目として澤柳は、国家の高等教育機関への関わりについても言及している。澤柳は高等教育機関が国家の手によって行われるものであるとするならば、女子に対しても相当の努力をするのが正当であるとし、国家の援助が女子の高等教育機関にもあるべきだと主張した（成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1978，472）。もしこのまま放置したならば、将来高等教育機関は、男女によって大きな差が生じ社会的非難をうけることになるかと予見している（成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1978，472）。

第四点目として、女子の高等教育に対する理解を国家や社会に求めていることである（成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1978，472-473）。澤柳がこのような女子高等教育観を持つにいたった背景には、欧米諸国ではすでに多くの女子学生が、男女共学の大学で学位を取得していたことがある。そのため欧米諸国に追いつくためには、早急に女子にも高等教育機関を開放し男女共学にする必要があった。また当時の女子高等教育機関といわれるものは、一段低い専門学校とみなされ

ており、学位が取得できなかつたため高等専門教育とはいえないと澤柳は考えた。そのため欧米諸国に決して劣らない高等教育の確立・向上を達成する必要性があった。当時の帝国大学を中心とした日本の教育体制では、男子の高等教育機関である私立大学であってもその位置づけは低かつた。女子専門学校の大学昇格が時期尚早とされ実現されなかつたが、たとえ昇格したとしても帝国大学と同等の大学になるとは考えられなかつた。そのため男子のみに開かれた高等教育機関を女子にも開放すべきとの主張につながつたと推測できる。また明治末から大正にかけ、女性が職業を持ち、独立したいという要望が高まり、職業教育が必要と考える人のための高等教育の必要性と、日本の教育が、欧米諸国における教育レベルと肩をならべるといった国家的目標とが合致した。当時は男女共学が中等教育においては禁止されていたが、澤柳は中等教育においても男女共学にしたらどうかと提案している(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1978, 432)。

3) 澤柳政太郎の先進性と時代がかかえた社会的限界

当時の社会では、女性が職業に就くことが少なく、多くの者は結婚して家に入り、家族の世話、子供の養育にあつたため職業に就く必要性がなかつた。そのため澤柳は家庭に入る女性には一般教育の必要性をうたいながらも、高等教育の必要性は唱えておらず、家庭の事情があつて職業につかなくてはならないものにとってのみ高等教育は必要だと考えていた。澤柳はイエ制度下における伝統的な性別役割を前提に、職業教育としての高等教育は、すべての女性には不要とする考えに立っていた。

1907(明治40)年6月、日本女子大学校において文部次官であつた澤柳は、女子高等教育に対する考えを述べている。ここで「職業教育を要する女子は、不幸なる女子である」(日本女子大学校櫻楓會 1907)と澤柳が発言したと報告されているが、これは一生配偶者を得ず、家庭を築かず職業に就くだけの人生を送ることが人間としては、不幸であるという意味で澤柳は発言しているものと考えられる。しかし当時の社会では、高等教育を受ける女子が不幸であるととらえられた。それゆえ女子であっても能力があり高等教育が必要なものには、門戸は開かれるべきだとの澤柳の考えを理解できたものはほとんどいなかつた。

当時の女子教育において、澤柳の他に大きな役割を果たしたのは、成瀬仁蔵である。

成瀬仁蔵と澤柳政太郎との女子高等教育観における共通点は、女子に高等教育が必要であると考えたことである。成瀬仁蔵と澤柳政太郎との相違点としては、成瀬仁蔵の日本女子大学校が、女子のみを対象とし、女子の教育理念を『人間として、婦人として、国民として』という三つの原則を掲げた教育(日本女子大学女子教育研究所 1975)であつたのに対して、澤柳は女子にも帝国大学において男子と同様の教育の機会、教育内容を与えるとした点である。澤柳は、高等教育は専門教育であるため、男女共学であるべきと主張した。

澤柳は、中等・高等教育レベルでの男女共学の考えおよび女性の大学入学を可能にさせる男子の旧制高等学校に相当する予備的機関としての高等学校の必要性を唱えていた(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1977b, 505)。しかし現実の中等教育レベルでの改革は文部省の厚い壁に阻まれ、進行しなかつた。したがって東北帝国大学において女子に対して大学入学の門戸を開いたが、その後多くの女子大学生を継続して排出するまでには至らなかつた。その背景としては、当時帝国大学に入学するために男子は高等学校進学のための中学校、大学進学のための教育機関である高等学校が整備されていた。しかし、女子には男子の高等学校にあたる大学入学のための予備的教育機関が準備されていなかつた。そのため高等女学校卒業後、大学の予備的教育機関である高等学校への入学の門戸が閉ざされていたため、一挙に大学に進学することは通常の能力の者にとっては、教育制度および教育課程が不完全であつた。このことは、第二次世界大戦直後の高等教育においても、それまで男性のためにあつた高等教育機関の門戸が開かれても、女性に旧制高等学校の門戸が開かれていなかつたため、限られた女性しか入学することができなかつた歴史的事実と共通するものがある^{*2}。

次に女性を東北帝国大学に入学させた1913(大正2)年当時の家政学をとりまく状況がいったいどのようなものであつたのかを澤柳の大学教育観および農学にお

^{*2} 第二次世界大戦後の女子高等教育改革により、1946年女子も今までの男子の大学に入学が許可されるようになった。314名の女子が応募し、東京大学が19名、京都大学が17名を受け入れ、合計51名の女子学生が入学を許可されたが、女子は高等学校入学の機会を与えられていなかつたため、多くのものは準備不足で入学できなかつたのである(草野 1988)。

澤柳政太郎の女子高等教育観

ける歴史的経緯をもとに検討していくことにする。

はじめに澤柳が当時大学教育をどのようにとらえていたかを澤柳の論文である「単立大学説に反対す」から澤柳の大学教育についての考えを読み取ることができる（成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1978, 146-150）。澤柳はここで、大学教育と専門教育とは区別して考えるべきだと主張している。「農業や工業の専門教育でも、其の最高なものが直ちに大学というのはいかがと思はれる」（成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1978, 147）と澤柳が述べているところから、大学とは程度の高い専門教育のことではないと考えていたと推測できる。この理由として澤柳は、「大学はすべて学問的、研究的であるべきで、特に学問的と形容するを要せず、実用的なものは、高等教育にして大学ではない」と述べている（成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1978, 147）。つまり澤柳は、専門教育としての職業教育の役割を評価しつつも、学問研究という面を備えた教育こそが大学であると考えていたのである。澤柳は、最高教育機関である大学には学問研究をこそ求めていたため、実用的なものは高等教育であっても大学教育とは考えていなかった。

当時の家政学の状況は、専門教育としての科学的、技術的側面は発達してきてはいたが、澤柳の意図する大学としてのレベルにまで達しているとは澤柳は考えていなかったと推測できる。1890（明治23）年前後に、農学を学問として認めるかどうか東京帝国大学で問題となった（東京帝国大学 1932）ことが、林の「新制女子大学と家政学部の創設事情」の中で指摘されている（林 1970）。かつて農学も大学の学問として認められていなかった。これに関連して林は家政学に関しても同様であったと指摘している。家政学と農学は、幅の広い総合的学問であり、当時はまだ学問として発展途上にあると考えられていたことから、学問として承認される際に、難色がしめされた。これは、当時の澤柳の考え方と共通している。

そのため、澤柳はまだ学問として成立途上にある家政学の分野に女性を埋没させるよりも、むしろ能力のある女性をすでに学問として確立している分野において男性と同等に門戸を開き教育することが、結果的に教育における性差別をとりぞくことになると考えていたと推測できる。まずは、女性が男性に決して能力的に劣らず同じ土俵で闘う実力をもっていることを示す必要があった。当時家政学は、女性のみが学ぶものとされており、家政学という土俵では男性と同じ能力

があると認められにくかった。しかし澤柳はあくまでも、学問を学ぶことに関して、性による差をつける必要はないと考えていたのである。

澤柳が当時の家政学をどのように考えていたかは、1919（大正8）年の婦人公論の中で明らかになる。

澤柳は家政学であっても「学問として、教育としては必ずしも女性に限られたものではない」と述べている（澤柳 1919 a）。当時の家政学は女性を中心に学ばれていた現実があった。しかし澤柳は家政学に対して、「何等性的の要素が学問上加つて居るのではない」と主張した（澤柳 1919 a）。澤柳は大正時代にすでに家政学が女性に限定されたものではないと主張している。

しかし、当時の社会が女性に職業および高等教育を求めていなかった状況があり、高等教育につながる中等教育機関がなかったことや、家政学においても大学レベルの研究・教育が行われる学問体系が確立せず、社会的認知を受けていなかったことが当時の社会的限界としてあったことをあげることができる。

以上のことから澤柳の先進性は、三点あげることができる。第一点目として、女子であっても能力があり、高等教育が必要なものには、門戸が開かれるべきとの考えをもっていたこと。第二点目として、中等・高等教育レベルにおいて男女共学の考えをすでに当時持っていたこと。第三点目として家政学においても女性みの学問ではないと明言していたことがあげられる。

4) 澤柳の実践が女子高等教育機関へ与えた影響

澤柳の東北帝国大学における実践は、その後の女子高等教育の機会拡大に、大きな影響を与えた。それは女子の博士誕生の基礎ともなった。1918（大正7）年には北海道帝国大学、1925（大正14）年には九州帝国大学法文学部、農学部が女子の入学を許可し、1920（大正9）年には京都帝国大学医学部、東京帝国大学文学部、日本大学、1921（大正10）年には東京帝国大学工学部、早稲田大学が女子の聴講生を許可し、女子を受け入れる高等教育機関の数が、増加していった（日本女子大学女子教育研究所 1975）。この中の九州帝国大学は東北帝国大学における女子の状況を調査した結果、問題なしとして入学を許可したことが述べられている（九州大学五十周年記念会 1967）。このことから澤柳の女子高等教育普及に与えた影響は大きかったと言える。澤柳は当時日本の教育機構においてヒエラルキーの頂点である帝国大学に女性を入学させることにより、欧米諸国に並ぶ女性の教育を担う指導者

を生み出すという理想を現実のものとした。

(5) 澤柳政太郎の家族観

明治維新により封建的な諸制度は廃止され、殖産興業、富国強兵の政策が進められ、西欧諸国にならって近代的な家族観、婚姻観が導入されたが、「イエ」を尊重する意識は根深く存在していた。

民法においても一度は、平等な夫婦を中心とする個人主義を基本に据えたボアソナード民法が公布された。しかし反対論が台頭したことで施行されず、女性を底辺に位置づけた「明治民法」の親族・相続編が、1898(明治31)年に施行された。

一方、澤柳政太郎は家族のあり方を『倫理書』(1891(明治24)年)の中で述べている(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1976, 21-77)。この『倫理書』は澤柳が哲学館、東京専門学校において講義を行ったものをまとめたものである。これは新田によると、澤柳の人間観が明瞭な形で示されたものであると分析されている(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1976, 547)。『倫理書』の第3章家族の義務で澤柳の主張の注目する箇所は次の点である。澤柳は結婚前の義務に関して、「肉体上若クハ資産上ノミノ結合」ではなく、「精神上若クハ道德上ノ結合」が大事であることを述べている。そのため結婚は容貌や、財産などによって、決定するのではなく、精神的な面を重点に置くべきだとした(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1976, 64)。

また澤柳は、結婚後に生じる夫婦の義務は同じであると主張している。夫婦は、お互いに貞操の義務があり、「婦ノ貞操ナラサルヲ、責メテ、夫ノ不貞操」を責めないことは、理屈に合わないとし、貞操の義務は、夫婦両方にあると述べた(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1976, 65)。明治民法では、夫は妻がかん通したことを理由に離婚することができたが、妻は夫がかん通罪と認められ刑に処せられたとき、はじめて離婚することができるものとなっていた。当時の日本社会では、夫である男性の不貞には寛容であった。一方で、夫婦共にかん通罪が存在するといった澤柳の考えは、女性の人権を認めた考え方といえる。

澤柳は、夫婦があって、のち親子関係が生じる、そしてこれが1家族として1単位をなすと考えた(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1976, 64)。澤柳は「家族制度の主張」という論文の中で、家族について述べている。それによると澤柳は、「家を以て一代限りのものとせず、之を世襲するといふことに外ならず」と述べている(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1976,

406)。澤柳は「家族的関係即ち家を永續せんとするは、人間の自然の情である」と主張している(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1976, 407)。また人は誰でも個人としての面と、家族の一員としての面、国家の国民としての面、社会の一員としての面をもっていると考えていた。そして「家は人類の幸福の源泉である」と澤柳は述べている(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1976, 407-408)。社会は苦痛苦勞の場所であり、家庭は安らぎの場と澤柳は考えていた。澤柳の理想としていた社会は、「必ず男女おのおの、その好迷を得て、和樂幸福なる家庭を作つて居る社会」と考え、男子にしても女子にしても、一生の配偶者を得ず、人生を送らなければならないのは決して理想的社会ではないとしている(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1976, 443)。そして理想社会では、真の愛情に基づいた夫婦関係が成立することの必要性を強く主張している(成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1976, 443)。

(6) 澤柳政太郎の女子高等教育観形成の背景

1) 澤柳の生きた時代背景

明治20年代の前半若者たちは、明治初期の開明的な教育を受け、近代的な自我に目覚め新しい家族観、結婚観を模索しはじめていた。幼い時期に、古いものが新しいものにとって替わる経験が後の彼らの生き方に強い影響をあたえたといえよう。澤柳の家族観においてもこのような理由から、西欧志向的家族観と伝統的家族観が内在していたと考えられる。

1872(明治5)年の学制頒布を推進した文部当局の役人たちは、西欧志向型が多く、学監のダヴィド・モルレーなどの進言や、当時の女子公教育の方向も、男女の本質的な差を否定して、女子にも男子と同様の教育を与えようとするものであった。

おそらく澤柳は、世襲を基本とした家族を念頭に置きながら、近代的結婚観を内包し、家庭における女性のあり方に子供の教育者としての母を求めたのである。

2) 開智学校時代

澤柳は、1874(明治7)年から1875(明治8)年まで長野県松本市にある開智学校に在学していた。開智学校は1873(明治6)年に創設された。開智学校は、松本地域に限らず、信州の教育ひいては全国レベルにおいても、教育の先端を行く機関であった。そこでは、読本課・算術課・習字課・英学課を置いていた。英学課を置いていたことは注目すべき点である。また学制以前は、漢文の書物を素読し「子ノタマハク」と先生の後について読んでいたものが、開智学校になってか

澤柳政太郎の女子高等教育観

らは、「アイウエオ」および「モモ・クリ・ナシ・カキ」と一変した。その他英学課では、英語を学び、リーダー、スペリングを習い、一般の小学校とは違った教育風景であった（有賀と千原 1965）。また読本では、1873（明治6）年アメリカのウイルソン・リーダーを訳してできた新式の教科書が採用されていた。1874（明治7）年の開智学校における就学児童数は、男532人、女387人であった（有賀と千原 1965）。澤柳の先進性的一端は、まさに明治初期の学制改革による男女平等思想に基づいた教育を開智学校で受けたことによるものからきていると考えられる。

3) 澤柳の青年期

1878（明治11）年、澤柳は13歳で東京府中学校に入学した。澤柳の父信任は、福沢諭吉の文明開化論に共鳴し、将来実業界に進もうと考えた。そこで家屋敷、家具類を売却し、1875（明治8）年家族を伴って上京した。しかし、信任が資金を得ようとして、貸していた金が回収不能となり、澤柳家は貧乏のどん底になった。そのような状態の中、澤柳政太郎が資治通鑑を買ってもらえず初めて泣いたといった話が残っている。江戸時代には身分階層制が強固で、生まれながらにして身分が決定され、人は生得的条件、たとえば性、身分、家柄、経済的条件、出自といった本人の意志や能力、努力ではどうにもならないものに縛られていた。明治維新により封建制度は廃止されたが、新たな資本主義社会の下でも、富を持つ者と持たざる者により教育の不平等が生じた。澤柳家も幕末から明治にかけての動乱によって、様々な形でその中に巻き込まれた民衆と同じ境遇であった（新田 1971）。澤柳は社会が大きく変化した明治維新により、家が没落し生活の苦しみを知っていた。東京帝国大学における学生生活時代には、親からの学費援助がなく、同郷の実業家である青木貞三の援助を受けたり内職を行った。また大学の最終学年の1年間は文部省より月額10円の貸費を受けていた。澤柳は大学時代苦学生であった。また青木が勉強のために澤柳の外国留学の援助を申し出た時、澤柳の心は動いたが、澤柳の父の反対により留学は実現しなかった（澤柳 1987）。澤柳は経済的な余裕がなく、高等教育を受ける困難さを自分自身の体験を通して認識していた。経済的理由等により教育の機会をもたざるものにも、教育の機会が与えられることの必要性を強く感じたと考えられる。

4) 欧米諸国の女子教育からの影響

澤柳は文部省に在職当時、米、英、仏国等の教育制

度の分析を行ったり、日本の教育制度を海外に紹介するための原稿を執筆するなど、当時の外国の女子教育および日本の女子教育について熟知していた。澤柳は各国の学校ならびに教育に関する書籍、論文の翻訳を数多く行った。その中には、英国中等教育、仏国高等師範学校一覧、文明国における小学教育の比較研究、米国については『女子ト大学』など多くのものがあった（新田 1971）。澤柳が翻訳した『女子ト大学』の中には、女子の高等教育の必要性、女子が男子と同一の高等教育を受ける必要性、高等教育における男女共学の有効性が述べられていた（澤柳 年代不詳 a）。具体的には、高等教育は偉大な人物を偉大な事業をするための準備をさせるのではなく、「小サキ人物ト雖モ、偉大ナル事業ニ向テ適当ナラシメングガ為ニ施ス所ノモノナリ」。またこれは、女子にも施すべきであると述べられている（澤柳 年代不詳 a, 10-004-10-005）。また澤柳は早い時期からペスタロッチの翻訳をしており、これが澤柳の教育観に影響を与えていると考えられる。さらに東京帝国大学時代、学費や生活費を稼ぐために、宣教師の通訳をしていた経験がある。これは、澤柳に欧米諸国の現状を聞く機会を与えた。諸外国の女子教育に関する情報が、澤柳の女子高等教育観形成にあたり、影響を及ぼしたと考えられる。また当時の欧米諸国において共学制が採用されていたこと、1890年アメリカにおける女子大学生が、男子大学生の半分近くである2万1千人いたという事実を把握していたこと、そして多くの女子が学位を得ていたことを澤柳は認識していたのである（成城学園澤柳政太郎全集刊行会 1977 b, 501-502）。澤柳は若いころ宣教師らのつきあいや書物によって外国教育について多くの情報を把握しており、世界の動向に敏感であったといえる（澤柳 1987）。

4. 結 論

澤柳は文部官僚時代においては、女子の高等女学校におけるカリキュラムを男子の中学校に近いものにしようと考えた。東北帝国大学総長時代には、東北帝国大学において、女子の門戸開放を実施した。そして民間教育に携わった期間においては、より積極的に女子高等教育に理解を示していた^{*3}。また澤柳は学問にお

^{*3} 澤柳は、慶応大学医学部に女子が入学を願い出た件において、女性が入学できるように貴族院の議員に頼むなど、女性の大学門戸開放に積極的であった。（澤柳 1919 b）

いては性による差がないとした。これは、学問における男女平等をしめしたものである。当時、家政学は女性が学ぶものとされていたが、学問としての家政学に性は関係ないと澤柳は明言している。

そして澤柳は、高等女学校教育についても、より一般的な普通教育を主張し女子教育の必要性を訴えたが、これを実現することは難しかった。当時の社会における制度、慣習に阻まれたことにより、第二次世界大戦後にいたるまで、女子の高等教育への道は進まなかった。

澤柳が女子高等教育に対して理解を示した背景として考えられることは、① 変革期である明治維新に育ったこと、② 開智学校での先進的教育、③ 青年期において経済的援助を得て、教育の機会を得たこと、④ 文部省の官僚経験を通しての外国教育の知識・情報の把握、⑤ 理想を実現する強固な意思があげられる。

澤柳が、すべての女性には高等教育の必要性を認めていなかったことは、同時にすべての男性にも高等教育の必要性を求めていなかったことと表裏一体になっている。つまり澤柳の根底にある思想は、性による差で、能力が決定するのではなく、個人の能力に応じて等しく教育の機会が与えられるべきであるとの考えに基づいている。

澤柳は自己の大学時代における経済的困窮により、機会を与えられない苦しみを知っていた。そのため能力がある女性が、性による理由で高等教育の機会を得ることができないことに疑問を抱き、女性であっても高等教育の機会が与えられるべきだとの持論を持つにいたった。当時日本が欧米列強諸国に肩を並べる近代化を達成するためには、教育の分野においても男女共学が絶対条件と考えられた。そして、同時期に女性の高等教育に対するニーズが高揚し、この二つの避けて通れない歴史的必然性を背景に、当時男子にのみ開かれていた高等教育機関に女性を受け入れた澤柳の実践へとつながっていったと言える。

引用文献

- 有賀義人、千原勝美 (1965) 『開智学校沿革史』、開智学校沿革史刊行会、長野、34-40
 橋本紀子 (1992) 『男女共学制の史的研究』、大月書店、東京、120-121
 林 太郎 (1970) 新制女子大学と家政学部の創設事情、東京家政学院大紀要、10 (19)、19-35
 草野篤子 (1988) Dr. Lulu Holmesと新制女子大学及びそこにおける家政学部の創設、聖徳学園短大研究紀要、21

- 号、139-146
 九州大学五十周年記念会 (1967) 『九州大学五十年史通史』、九州大学五十周年記念会、福岡、219-223
 文部省 (1972) 『学制百年史』、帝国地方行政学会、東京、341
 文部省内教育史編纂会 (1939) 『明治以降教育制度発達史 第5巻』、教育資料会調査会、東京、148-149、274-276
 村田鈴子 (1980) 『わが国女子高等教育成立過程の研究』、風間書房、東京、59-70
 日本女子大学校櫻楓會 (1907) 文部次官澤柳政太郎氏の談、家庭週報、106号、2-3
 日本女子大学女子教育研究所 (編) (1975) 『大正の女子教育』、国土社、東京、66-71
 西村宣男 (1971) 『日本帝国文部省第43、45、47、49～54年報 下巻』、宣文堂、東京
 新田貴代 (1971) 『澤柳政太郎その生涯と業績』、成城学園澤柳研究会、東京、35-36、100-101
 澤柳政太郎 (1916) 女子の高等教育、教育時論 (開発社発行)、1138号、35
 澤柳政太郎 (1919a) 現下の急務として女学校教育の改善を促す 附女子のための高等教育機関の開放、婦人公論、4 (5)、4
 澤柳政太郎 (1919b) 慶応醫大と入学志願の女子、婦女新聞、992号
 澤柳政太郎 (年代不祥a) 私家文書「女子ト大学」、成城学園教育研究所所蔵、10-003-10-016
 澤柳政太郎 (年代不祥b) 私家文書「女子教育ニ関スル案」、成城学園教育研究所所蔵、追 2-135、153-035-153-037
 澤柳禮次郎 (1987) 『吾父澤柳政太郎』、大空社、東京、31-36
 成城学園澤柳政太郎全集刊行会 (編) (1976) 『澤柳政太郎全集 5 道徳の本質と人生』、国土社、東京、21-77、406-408、443、547
 成城学園澤柳政太郎全集刊行会 (編) (1977a) 『澤柳政太郎全集 6 教師と教師像』、国土社、東京、427-431
 成城学園澤柳政太郎全集刊行会 (編) (1977b) 『澤柳政太郎全集 9 世界の中の日本の教育 (II)』、国土社、東京、501-502、505
 成城学園澤柳政太郎全集刊行会 (編) (1978) 『澤柳政太郎全集 3 国家と教育』、国土社、東京、146-150、208-210、431-432、472-473
 総務庁青少年対策本部 (1996) 平成7年度版青年白書、大蔵省印刷局、118
 東北大学 (1957) 『東北大学五十年史』、東北大学、仙台、94
 東北大学記念資料室所蔵資料 (1913) 文部省発専、89号
 東京朝日新聞 (1913a) 三女史大学に入る、8月16日
 東京朝日新聞 (1913b) 女子と学士號、8月22日
 東京帝国大学 (1932) 『東京帝国大学五十年史 上冊』、東京帝国大学、東京、972-974
 湯川次義 (1994) 大正期における女性の大学の門戸開放—大正2 (1913) 年の東北帝国大学の事例とその後の展開、教育学研究、61 (2)、129-137